

2011年12月議会で共産党市議団が3件の意見書を提案しました。いずれも12月20日の本会議で採択されました。

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

本年1月、沖縄県沖縄市の国道で、在沖縄米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の会社員の運転する軽乗用車に正面衝突し死亡させる事故が発生しました。那覇地方検察庁沖縄支部は3月24日、自動車運転過失致死罪で送検されていた同軍属の男性を「公務中」を理由に不起訴処分にしました。また、昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、「公務中」を理由に不起訴処分となっています。

このような米軍関係者による事故・事件において、それが「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、日本の法律で厳正に裁けるよう「日米地位協定の抜本的改正」を求める世論が高まり、日米両政府は去る11月23日、米軍属による公務中の死亡事故など重大な事件・事故について、日米地位協定の「運用改善」で合意し、沖縄県での事故については、米側の「好意的考慮」で、同軍属の男性を「在宅起訴」しました。

しかし、今回の日米合意は、米側に第1次裁判権を認めたままで、同種の事件・事故が発生した場合、米側の「好意的な考慮」によって対応が左右されるもので抜本的な解決につながりません。よって、日本の主権の否定につながる第1次裁判権放棄の日米地位協定の抜本的見直しをされるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

滋賀県野洲市議会議長 田中良隆

| | | |
|--------------|---|---|
| 衆議院議長 | } | 宛 |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 外務大臣 | | |
| 防衛大臣 | | |
| 沖縄及び北方対策担当大臣 | | |

定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチン等の3種のワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算成立の11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施されてきましたが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては一時停止時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても、当初、供給不足が発生するなど接種時期の問題もあり、当該対象者に十分行き渡ったとは言えない状況であります。

また、VPD(ワクチンで防げる病気)として、上記3種のみならず、水痘など多くの疾病へのワクチンは、欧米では公費接種として認められているところであり、本来はこのような短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものと言われていきます。

既に、厚生労働省の予防接種部会では、これらのVPDワクチンについてのワクチン定期接種化と日本の予防接種体制の改善を求め、法改正も提言されています。

医療現場においては、子宮頸がん予防ワクチン接種が既に平成23年度内には公費で3回接種できない段階に入っており、次年度以降の公費負担の取扱いについて、早急な判断を求める声が上がっています。

よって国におかれては、地元自治体に負担を掛けることなく、国の財政支援を明確にしたうえで、早期に下記の制度を確立されるよう強く求めます。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間に臨時促進事業を継続すること。
 2. 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むVPDに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。
 3. 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

滋賀県野洲市議会議長 田中良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛

保育所運営費国庫補助金を廃止しないことを求める意見書

少子化が進み子育て不安を抱える親が増える中で、保育所には、仕事と子育ての両立支援に加えて地域の子育て支援の拠点としての役割が求められています。一方、長引く不況の影響もあり保育所の待機児童が激増していますが、保育所整備をはじめとする待機児童解消は思うように進んでいません。すべての子どもたちの発達権を保障するために、国及び地方自治体が保育・子育てに責任を持つことがますます重要になっています。

保育所運営費は、保育所最低基準を維持するために国が支出する義務的経費の国庫負担金であるが、平成16年度から公立保育所に係る保育所運営費が一般財源化されました。その結果、全国の自治体で保育所経費の主として人件費が節減され、保育士の非正規化や公立保育所の民営化が進むなど、保育環境の低下を余儀なくされています。これに対し、民間保育所の運営費については、平成15年12月の政府・与党6者が「引き続き（国が）責任を持つ」と合意した経過も踏まえて維持されてきました。

ところが、住民税の年少扶養控除廃止に伴う増収分に関する政府内の議論で、保育所運営費国庫負担金を廃止して全額地方負担として増収分を充てる案が浮上しています。保育所では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって最低基準を地方自治体の条例で定めることになり、保育保障のナショナルミニマムが維持されなくなる懸念が出ています。これに加えて国が保育所運営費を廃止すれば、地方の財政事情に左右されて保育予算が充分確保されず、保育環境に地域格差が生じることになり、子どもの発達権が保障されなくなります。

よって、国においては、全国どこの自治体においても保育所最低基準を満たした保育の実施ができ、すべての子どもたちの発達権が保障されるよう、以下の事項について強く求めます。

記

- 1・保育所運営補助費国庫負担金を廃止せず、国の責任で必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

滋賀県野洲市議会議長 田中良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛